

(会長)

第3回の京都府食の安心・安全審議会を開催させていただきます。

審議事項に入りますが、本日、まず協議事項の1として平成23年度の実施状況、それから次年度に向けての目標について、説明をお願いいたします。

(事務局)

資料に従って説明いたします。

資料の1ページをお願いします。京都府食の安心・安全行動計画は、食の安心条例5条に基づきまして策定しているものでございます。このそれぞれにつきましてもPDC Aサイクルに従ってきっちりやっていくということで、毎年の実施状況及び次年度の目標ということで、本日協議をお願いしているものでございます。

今回は、資料2ページのような取り組みの実績になっております。この行動計画につきましても3本の大きな柱になっておりまして、2ページに書いておりますように、1、相互理解と府民参画、2、監視・指導の強化、3、安心・安全の基盤づくりということになっております。このそれぞれにつきましても、内訳として書いておりますように、取り組みの分類を行い、それぞれについての取り組み数を記載しております。合計39の取り組みになっております。今回につきましても、昨年は当該年度の実施状況と翌年度の施策目標を別々として書いておりましたが、今回一つにまとめる形で記載しております。

3ページをお願いします。こういう様式でまとめさせていただきましたということでございます。左側に取り組みの名称、それから担当課を記載しております。表の上のほうに21年度、年度別というふうに書いてありますが、21年度の欄はこの行動計画をつくったときの実績でございます。年度別計画のところでは書いてありますが、今回につきましても真ん中の23年度をごらんいただきたいと思っております。23年度の計画ということに対しまして、実際どれだけの取り組みができたかというのを書いております。左側に計画(累計)、実績(累計)となっております。この行動計画の数値については、年度ごとにそれぞれ実施数をカウントしていくものと、それぞれの年度に実施したものを積み上げていくものがございまして、積み上げていくものについては、ここに書いておりますように累計という形に記載しております。それから、24年度のところに書いてありますのは、行動計画の最終年度として目標設定している数値でございます。その下に、取り組み内容とその効果ということで、23年度に取り組みを行った状況を記載しております。なお、この表ではないのですが、23年度の実施状況が8割未満のところの課題につきましても、その課題と今後の取り組み計画ということで補足説明をさせていただいております。それから数値目標の考え方ということで書いております。これは行動計画策定時にどういう考え方に基づいて目標数値を設定したかというのを記載しております。PDC Aでチェックしていくときの一つの指標ということで、ここに今回改めて記載しているものでございます。

2ページに戻ります。それぞれ39の取り組みのうち、1番目と2番目の柱については、それぞれ現時点で100%以上の達成が見込めます。3番目の安心・安全の基盤づくりにつきましても、14の取り組みのうち年度内での目標達成が見込めるもの

が9、それから先ほども言いましたようにちょっと達成度合いが悪いということで、8割以上のものが11、その差の3つが8割未満ということで、課題が残っているものでございます。

その具体的な3つの中身ですが、資料30ページをお願いします。最初は認証GAPの数でございます。これにつきましては、今年度の目標数を3農場と予定していたのですが、実績として2にとどまっているものでございます。その関係もございまして、真ん中のところに課題と今後の取り組みということで書かせていただいております。

それからもう一つが、37ページをお願いします。これはきょうと信頼食品登録制度による登録者数でございます。目標としまして、今年度末で100業者を計画していたのですが、実績として53業者にとどまっているというものでございます。これにつきましては、真ん中のところで課題と今後の取り組みという形で説明を補足させていただいております。

もう一つが、40ページでございます。特別栽培米の栽培面積で、府内で1,000ヘクタール栽培を目標とおったのですが、実際は794ヘクタールで、目標には届かなかったというものでございます。これにつきましても同じように課題と今後の取り組みということで補足説明をしております。

以上、実績及び来年度に向けての施策目標ということで、ごらんいただきたいと思っております。

(会長)

今、おおよその説明はいただいたのですが、委員の方々、ご意見ございましたら、ご質問も含めてお願いいたします。

今、大きな3本柱の1と2についてはほぼ達成している。ところが、3つ目の安心・安全の基盤づくりのところでは少し達成度の低いところがあるというご説明でした。ご質問、ご意見ございますか。

ここはかなり相手方をお願いしてやっていただくという部分が多いかなという気もしたのですが、そのあたりについてそれぞれ担当課はご努力されているのだらうと思いますが、こういうところで苦慮しているとか、何かそのあたりの事情もありましたらご意見、それから今後、次年度が最終になるわけですが、その見通しと、やっぱりこれだけ3年計画で毎年やってきたわけですが、食の安心・安全審議会としては、安心・安全の基盤づくりという文言が入っているところが達成できていないというのは、ちょっと忸怩たる思いもあるわけですが、担当課としてどういうふうにご意見をいただければと思います。

(事務局)

PDC Aのところをはっきりさせるという意味で、今回数値目標の考え方を入れさせてもらいました。昨年までの資料は、最少限の項目に絞ってということでしたが、今回こういう形で、一つは我々がきちんと京都府の担当職員のほうで、こういった物差しをベースにどうだったのかということの評価していくという意味で入れさせてもらいました。

そういう中で、今回は数字的にはこういう形だったのかなと思うのですが、当初の目標設定がどうだったのかということもごさいます。その点については、後ほどになりますけれども、次期計画の中でさらに詰めていく必要があるというふうに思っております、そのこのところの現状分析と課題をきちっとやっていくということが必要だろうと思っております。

そういう中で、特に一つ大きいところは、考え方でいきますと、会長が今おっしゃいましたが、言い方としてはカタカナで恐縮ですが、最近、アウトプットとかアウトカムという言葉がごさいます。ここで具体的に例えば家畜のほうで巡回指導しましたということは京都府がやる話ですので、そのこのところがある程度計画的にできたという形だと思います。その先に、その結果として鳥インフルエンザが防止できたというのはアウトカムという話になってきます。そのこのところの目標設定をどうしていくのかというところが次の課題設定のところに来るということでごさいます。

そういう意味でいきますと、一つは、今回一番最初の計画と今回の行動計画で大きく修正したのは1番目の相互理解と府民参画のところがさらにやっていく必要があるという形で打ち出したものなのですが、数字的には一応100%という形でやっておりますが、ただ、最初に部長がごあいさつで申し上げましたように、安心感というところで、なかなか放射性物質の関係とかいろいろあろうかと思っております。リスクコミュニケーションであるとか、府民参画の推進ということが特に安心感という面でかかわってくる取り組みだと思いますが、数字としては一応ここではやったということなのですが、その結果、なかなかはかるのは難しいのですけれども、府民の方々含めて理解ができたのかというところがさらに課題になってくるかと思っております、こういった取り組みということが一つ課題になるかと思っております。特に放射性物質の食品におけますリスクコミュニケーション、よく我々情報共有化して、さらに次どういうことをやっていくのかということをごさいます。その基本的なところが今年度でやった結果の取り組みだろうと思っております。

あと、監視・指導の強化については京都府が行います取り組みですので、一応計画的にやっていったということで、数字的には一応達成できたのかなと思っております、3番目の安心・安全の基盤づくりが、数字的に少しどうだったのかというところでごさいます。これについては、川上から川下までの取り組みのところ、特に川上の部分、生産者サイドのところの取り組みということになってまいります。そういう中で、当初の目標設定が正直言いまして少しレベルが高過ぎたものもあるのかなと思っております、今ありました中で、GAPの関係は、一つはJAグループを中心にこちらのほうのGAPの推進であるとか、そういうような形で数字的には現在こういう形ですが、取り組みを今、進めていただいているところですし、京都府でも担当課を中心にそちらのところを一生懸命やりつつあるというところでごさいます。

信頼食品登録制度につきましては、当初の目標設定が少しどうだったのかなというところも今の時点で改めて見直しているところでごさいます。現時点では、信頼

食品登録制度を頑張って関係団体、それから事業者の皆様に取り組んでいただいておりますが、課題としては、やはり信頼食品登録制度の取り組みが消費者の方、府民の方にしっかり届いているのかなというところが課題でございます。ちょっと不十分なのかなというふうに思っております。そういったところにつきまして、きょう会長が来ていただいております食品産業協会さんと一緒になって、お手元のほうのパンフレットもつくっていただきまして、制度の中身とあわせて、こういうところで買えますということもパンフレットをつくるなり、それからフォーラムということで消費者と事業者との交流会というような形の中で、もっと社会に情報提供していくということでやりつつあります。そのところが車の両輪のように、片一方で事業者のほうで推進していただくということとあわせて、消費者のところでしっかりとこの必要性というものをわかっていただいて、事業者の方がこれに取り組んだ形で消費者の評価をいただくというようなことも必要なのかなということで、そういうPR面もさらに重点課題としてやっていく必要があるということで考えております。

最後に、特別栽培米の栽培面積ですが、一応すれすれで80%を切ってしまったということなのですが、これは実は京都府がいろいろ指導する、それから団体の方が取り組んでいただくということの先のアウトカム的なところがこの面積になっているということで、数字からいえば進んだ計画数値ということにはなっているかと思いますが、特別栽培米ということが引き続き生産者のところでの取り組みとして頑張ってやっていただいておりますので、我々も普及センターを中心にしっかりと指導していくということで考えております。

(委員)

きょうと信頼食品登録制度につきましては、先ほどご説明いただいたとおり、食産協として一生懸命やっておるんですけども、事業者にそれをやったメリットがもうひとつわかってもらえていないという部分があるかと思えます。そういうことでこういうのをつくらせていただいたのですけれども、やはりやってメリットがあるということを十分各生産者の人に認識していただいて、取り組んでいただければ結構かと思っております。

一つの例でいえば、我々産業界ですけれども、我々の業界も学校給食をやっておるところに京都府の信頼食品登録制度を取るべきだということを言いますと、それを取って学校給食をやろうという気になって全部取っていただいたのですけれども、一般の業者さんはなかなか取り組んでもらえないというのが現実でございます。その辺を根気よく説得して、やはり安心・安全が第一だということを訴えていきたいと思っております。

結局何か事故があるときには皆さんそれなりに熱心なんですけれども、無事というか、平穩のときにはなかなか取り組んでいただけないというのが現状でございます。現在各協同組合さんを通じまして理事長さんにお話をし、理事長さんからその組合で各業者さんにとっていただくようにご指導いただいております。そういったところで、なかなか目標数が大きかったのもありますが、進んでいないのが現状でございます。

(会長)

ありがとうございます。ほかに。

(委員)

この制度と京都市さんが持つておられるよく似たような、「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度」ですか、あれとはどう違うのですか。

(事務局)

まず、京都府の制度のほうが先行してできているわけなんですけれども、結果としてだぶっているところはあるのですが、京都府の制度としては主には製造事業者さんのところで5Sというのですか、7Sというのですか、そういった取り組みをしっかりとやっていくというような形で出発しております。京都市さんの場合は、飲食店等を中心にとすることで認証されているというのがそもそもの発想でございます。ただ、川下から川上へという中でちょっとだぶっている部分があるわけなんですけれども、具体的に言いますと、例えば京都府のこの制度であれば、食品産業協会さん、製造業者の団体さんが中心になって推進していただいておりますが、京都市さんの場合は、食品衛生の方が中心になって認証の推進をいただいているということで、結果だぶるところはあるのですが、それはお互い情報交換しながら、趣旨が違うということで、京都府でやっていることについて該当するところがあれば向こう側もそういう形で進めていただく。京都市さんのほうで情報も京都府に届けていただいているというふうな形でしております。

(委員)

今の京都市さんと京都府の違いなんですけれども、我々の京都府の信頼食品登録制度というのは、業界全体の底上げを目指しておるといところが違うんです。そういう言い方をしたら悪いかもわかりませんが、底辺から食の安心・安全を頑張らせていただくということで進めておるんです。

(委員)

ここにあります食の安心・安全フォーラムというのを毎年1回開催をして、私どももその実行団体で参加をしています。この3年ほどは、信頼食品登録制度に参加されている業者さんを4社ぐらい来ていただいて、そこの実際にやっておられる現場を見せていただいて、お話も聞く。そして商品も試食させていただくという取り組みを続けているのです。初めてこんなところでしゃべるとい業者さんもあるし、結構プレゼンテーションになれている方もいはるのですけれども、私がずっと参加をしていて一番感じたのは、こんなふうにおっしゃるのです。これを取り組んで、従業員の品質管理への姿勢、意識が変わった。何でこんなにじゃまくさいことを一々記帳しなあかんねんとかいろいろあるのやけれども、これをやる中でやっぱりクレームも減ってきたり、従業員の意識が非常に変わっていったというふうにおっしゃっていて、それを私たち消費者が聞くわけですが、そのことを私たちがしっかりと評価をして、その商品を選択するというふうに消費行動につながっていくと一番いいと思うんですけれども、本当に小さな業者さんから一定の規模のところまでいろいろ出ていただいて見ていく中では、さっきおっしゃったみたいに、下からボトムアップしていくという、京都は大変小さい食品業者さんが多いですので、そ

ういう方たちから底上げしていくという方向性は私は間違っていないと思います。だから、そのことをどうアピールしていくかということが大変重要ですし、私たちもしっかりそのことを評価することが大事ななというふうに思います。

(会長)

ありがとうございます。この制度ができるときには、そういう事業者の考え方もお聞きして一緒にやってきたのです。どうぞ。

(委員)

私もフォーラムにかかわらせていただいておりますけれども、やっぱり消費者の方に宣伝をしまして、そして結構いっぱいの方が、100人以上の人が申し込んでくれるのですけれども、その来た人たちは本当に感激して、それこそいいなという感じで、買いたい、支えたいという気持ちを持っているのですけれども、じゃどこで買えるのという格好になりましたらなかなか難しいということがありまして、数的にも少ないし、それから場所的にも遠いですねという話があるのです。そういう意味では、徐々にこういうパンフレットなんかができますと、とてもいいなというふうに思います。

それからもう一つは、今回それまでずっと続けてきた人たちじゃなくて、もっと幅広い人たちに来ていただくということで、今まで来ていた人に積極的な案内はしないで、一般に広報をかけたのです。そういうことをさせていただいたのですけれども、それは一つは広がっていくという意味ではすごくいいのですけれども、信頼制度のサポーターみたいな人たちをつくっていくという意味ではちょっと成果が低くなっているかなと思って、その辺をリスクコミュニケーターとの関連で少し考えたりしていたのですけれども、本当にここへ来て学んだ人たちが次につなげていくような方法というものがもっと考えられてもいいのではないかなと思います。

この前、今ここではお話が出てないのですけれども、『きょうの「食」まなび塾』というのを京都府さんがやられまして、そのときに5回にわたるプログラムがあったわけですが、私、5回とも出させていただきましたけれども、このフォーラムどころの騒ぎではないほどのしっかりした内容と、それを学ぶ人たちの姿勢というのが随分あったのです。ああいうところを卒業した人をコミュニケーターとして育てていきながら、信頼に対してもそこに携わっていく。そして広げていく。何かそんな方法がなかったら、消費者のほうも勉強するだけ、あとはどうにもできないということだけでは、ちょっと弱いなと思っています。

(会長)

ありがとうございます。いろんなアイデアもいただいたわけですが、ほかにもございますか。

(委員)

今、登録制度に登録されている業者さんというか、お店というのはどれぐらいあるのですか。

(事務局)

ここにありますような約 50 程度の業者さんで、登録は食品のほうでやるのですが、一業者さんで複数やりますので、1,131 の食品を登録いただいているというこ

とです。

(委員)

食品数でいくと 1,131 ですか。

(事務局)

はい。それは例えばお豆腐でもいろんな商品がありますので、木綿とか絹ごしとかいろいろありますので、それぞれごとにという形になります。

(委員)

登録制度に参加するような呼びかけはどういう方法でおやりなんですか。食産協のほうで呼びかけていただいているわけですか。

(会長)

はい、食産協のほうで。

(委員)

何か抵抗があったり、尻込みしたりするようなことはございますか。

(委員)

もうひとつ皆さんまで浸透していないというのが一つございますのと、それから各協同組合さんをお願いして、協同組合さんでこれを取れば安心・安全につながるというものををお願いしておるんですけども、ただ、やはり記録すること自体が結構めんどくさいんですよね。そんなのでなかなか取り組んでいただけないというのが現状なんです。毎日の作業というか、掃除とかいろんなものをチェックしていただくわけなんですけれども、それはやっていただいたらわかるのですけれども、なかなか取り組んでいただけないというような状況になっております。それをわかりやすく、できるだけ指導はしておるのですけれども、ちょっと指導員のほうも数が少ない。食産協のほうも人員も少ないのが現状でございます。

(委員)

先ほどこういう制度を通じて従業員の方々の品質管理の意識が高まるというようにお話があったので。

(委員)

確かに参加していただいたところは皆さん喜んでいただいております。従業員の目の色が変わってきた。会社の中がきれいになってきたというのは、やられたところはすべておっしゃっているのですけれども、そのことがなかなか皆さんへ浸透しないというのが現状です。

(事務局)

ありがとうございます。生の話で委員のほうからおっしゃっていただきましたが、信頼食品登録制度について、結構記帳のところが大変というところがあります。というのは、工場のハード的なものをHACCPのように変えるというものではなしに、むしろソフトのところ、人の取り扱いなり記録のところをかなりしっかりやらないと登録できない制度になっております。そういう中で、ある程度従業員の方の数がおられるところは記録される方も、仮に大変であったとしてもできるのですけれども、本当に人数が少ないところで製造工程にかかりきりのところでいつ記帳するのだということもありまして、ちょっとそここのところの工夫はあるのかなという

のと、今、協会さんのほうとお話しさせていただいているのは、ある程度の規模のところを対象ということで絞り込んでやっていくということがあるだろうということで、そこら辺のところももう少し絞り込んで、しっかりと推進というものができたというお話をしております。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

今、お聞きしますと、結局HACCPは乳製品とかその辺できっちりやられている。だけど、その下という言い方は語弊がありますけれども、その精度管理みたいなところがめんどくさいからとか、じゃまくさいからとか、それで終わっているのでは、やっぱりどうしても京都府がかんで、少しでも皆さんじゃまくさい、めんどくさいということであれば、そういう表をうまく使われるとか、責任者を決めるとかいうふうなやり方を中小企業の方でもできるような、できないから入らないということではしょうがないので、やっぱり京都の食品は安全なのだ、何を食べても安全なのだというお墨つきをもらったところだけではなくて、そんなによって食べるわけにはいきませんので、何か考えていただけないかなと思うんですけれども。

(会長)

それぞれご意見、それぞれの立場、あるいは状況を知っておられる方のご意見もありましたように、これは記録を残すという各ステップでそういう面もございまして、かなりな部分で、この制度をつくるときにここまでできればいいなという思いも入っているのです。だから、それはもう少したったところでまた見直すということもあり得るので、それぞれのお立場でご努力はしていただいているので、もう少し見守っていききたいという気はあります。ところが、24年度のところで、最初の行動計画を立てたときの数値もあるのですが、150 というこれもかなりきついなという思いもありますけれども、これは行動計画の中で立てられたものですので、24年度についても一応この数字、それから次年度に向けてもう少しご努力していただくということで、了解いただければと思います。

ほかの部分でご質問とかご意見ございますか。

(委員)

この計画を見せていただきまして、PDCAサイクルでわかりやすくしていただいたのは、本当に素晴らしいと思います。いろんな審議会に出させていただいているのですけれども、このようにきちんと取り組みと実績と計画を比較して、そして計画達成の取り組みがどれぐらいなのかとかいう検証をされているのはこの審議会だけです。それで、とても見やすくなったと。この審議会がとてもきっちりされているなというのは思っていたのですけれども、さらにバージョンアップしたので驚きました。それが一つの意見です。

もう一つ、私の分野で申し上げたいことは、まず数値目標の1、食育推進計画策定市町村の割合です。食育の推進ということで、やはり府民に直接的に大きな影響を及ぼすのが市町村計画の策定ということになると思います。そういう意味でいいますと、計画はとても甘かったかなというか、平成17年に食育基本法ができて

から、22年度の段階でも5年たっていたわけですし、23年度の達成目標が50%で達成できてよかったと喜んでほめるのですけれども、ちょっと数値目標が甘すぎたのではないかなと思います。

その取り組みの内容なんですけれども、京都府はどんな取り組みをされたのかということを押見しますと、市町村食育担当課長会議を開催して、前にやった計画の取り組みを紹介して啓発したということなんですけれども、もう少し府からの支援、策定に関する支援というのを積極的にやっていただかないと、なかなか市町村で計画を策定するのは力のあるところしかできてない状況だと思いますし、会議を開催して啓発する程度だったら、毎年3つから5つの目標はちょっと甘過ぎるのではないかなと思いました。もう少し保健所とかとも協働しながら、24年度の目標は80%とか100%にさせていただきたいなと思います。

それと関連してなんですけど、私の関連するところで数値目標の4です。食に関する指導計画の策定、これも食育の推進ということだと思いますと、直接的に児童生徒にアプローチする、学校教育において食の安全・安心を進めていくことはとても大切なことだと思います。100%達成できたということなんですけど、これは指導計画を策定しなければならないことにほぼなっていますので、100%達成できて当たり前かなと思います。新しい数値目標を私が考えたんですけれども、栄養教諭の配置数というふうなことを目標に入れていただくことをお考えいただきたいなと思います。

以上です。

(会長)

ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございます。食育の市町村計画のところ、まさしくおっしゃるとおりでございます。ただ、市町村のところも食育だけということになりませんので、例えば地産地消の推進とか、地域振興とかとあわせて食育をやっていくとか、いろいろな取り組みがございます。そういう中で、今おっしゃっていただいたように、うちの振興局が市町村といろいろな情報交換しながら、場合によってはアドバイスもしながらやっているところなんですけど、保健所も含めてさらにそういうふうな取り組みをやっていく必要があるかなと思っております。

(委員)

実際に私、長岡京市、宮津市、南丹市の食育推進計画にかかわらせていただいているのですけれども、府からの支援というのはほとんどないのです。課長さんが課長会議に行つてつづらなあかんと言われたとかは聞きますけれども、実際に策定していく上であまり府からの支援が、もっとしてあげないと計画というのはなかなか進まないなという感じております。府がもっと信頼されて、市町村から頼られている存在であってほしいなと強く願っているところです。市町村にとっては計画を策定するということはとても大事なことです、よろしく願います。

(会長)

それでは、時間も限られていますので、ただいまご議論いただいた実施状況、それからさきにつくってあります行動計画に基づく平成24年度の目標、この部分につ

いて、了解してよろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

(会長)

それでは、さらに一層のご努力をお願いしたいと思います。

それでは、協議事項の二つ目、京都府食の安心・安全行動計画、次の平成 25 年度からの 3 年間の計画策定について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

説明いたします。資料の 43 ページをお願いします。次期の 25 年度から 27 年度の行動計画の策定でございます。これにつきましては 24 年度中に策定するということですが 1 点と、それから府議会での議決事項になっておるといのが特徴でございます。

策定スケジュールですけれども、ごらんのような形に思っております、最終 12 月の議会での議決なんです、6 月議会での骨子案の報告、9 月議会での中間案の報告というふうなことで考えております。

下を見ていただいたら結構なんですけれども、4 月に入りましたら概要案作成と書かせていただいておりますが、これにつきましては現状分析、現在の計画に対する取り組み状況なり課題の分析、そういうようなことを概要案としてまとめまして、6 月ごろの審議会でご意見をいただきたいと思っております。その後、9 月あたりの審議会に向けて中間案を作成しまして、意見を伺いたいと思っております。最終的にはパブリックコメントを 11 月ごろに行いまして、12 月の審議会最終案ということで提出させていただきたいと思っております。その後、議会での議決ということで、策定を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。資料 2 にありますような今後の策定スケジュールについて、ご意見ございますか。

ここではこれまでの議論された、あるいは実施された部分について、達成がかなり難しいというので目標をちょっと下げるとか、そういう腰が引けるようなことは避けていただきたいというふうには希望しております。積極的な案ができることを願っております。その部分については、審議会でもたご議論していただくのだと思います。

これで了承してよろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

(会長)

それでは、よろしくお願いたします。

(委員)

計画の策定についてですが、趣旨は条例どおり決まっておりますが、スケジュールを示してもらったということにすぎない。先ほど事務局から反省点も踏まえていろいろ言ってもらったのですが、せめて策定の考え方とか基本方針なんかも入れた上でこういう策定についてみたいなものをつくってもらわないと、スケジュールが示されただけで、物足りんなと思ったんですけれども。

(会長)

その部分については、今回そういう反省は私も含めて受けとめさせていただき
ます。確かにこのスケジュール、あるいは決まっているからということではなくて、
それに向けての考え方というのが示されたほうがよかったというふうには反省して
おります。どうもありがとうございました。

それについて何かご意見ございますか。

(事務局)

きょうもたくさん 23 年度関係のご意見、本当に貴重なご意見をいただきましたの
で、次の計画には十分それを踏まえた上で基本的な考え方をしっかりつくった上で、
また、次回の会議等でご協議させていただきたいと思えます。よろしくお願いた
します。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、本日予定しました協議事項についてはこれで終わらせていただいて、
報告事項に移らせていただきます。

それでは、事務局のほうからご説明をお願いします。

(事務局)

資料の 3、45 ページから平成 24 年度京都府食品衛生監視指導計画の案でござい
ます。前回、食の安心・安全審議会におきましてご意見をいただきました事項がご
ざいます。67 ページ、添付資料 2 というところでございますが、これは前回の審議
会のときにご意見をいただき、また、その後持ち帰っていただきまして、アンケー
トという形でご意見をいただいた中身でございます。それに対する考え方というこ
とで、右に書かせていただいております。

まず最初に、放射性物質の調査をしていくべきじゃないかというご意見、そして
また京都市とも連携し、効率的な実施を行うこと、また公表も検討していくという
ご意見でございます。これにつきましては、新たに導入いたしました放射性物質検
査機器、ゲルマニウム半導体検出器、それからまた迅速検査機器、この 2 台をもち
まして検査を強化し、計画的に実施することとしております。年間で約 300 検体検
査を実施することになっております。京都市とも連絡会議を開催いたしまして、情
報交換して、府のホームページなどにもアクセスできるような改正もしてきたと
ころでございます、また、食品衛生監視指導以外に、府内農林水産物につきましても
400 検体検査を実施する予定をしております。

それから次のご意見でございますが、これは 23 年度の検査計画を踏襲してくださ
いというご意見でございますので、先ほどご議論いただきました食の安心・安全行
動計画の中で定めております 750 検体を確保して実施していきたいと考えておりま
す。

次に 2-1 のほうですが、農産物の直売所で販売される加工食品の検査というこ
とでございますが、これまでからも実施してきているところでございます、直売
所で販売されますそうざいの微生物検査なども実施しているところございまし
て、引き続き行っていきたいと考えております。

それから、検体数の割合の見直しということで、これも750検体を踏襲すればよいというご意見でございますので、そういう形で進めさせていただきます。

新たに検査の必要な項目でございますが、緊急的・突発的な検査、これについても弾力的な対応が必要ということでございます。これはこれまでからも食中毒の疑い事例や、また今年度放射性物質の検査、これも緊急でやってきたところでございます。こういったもの、また夏期・年末一斉取り締まりといったときの集中監視・指導とあわせて、こういった検査を行っていきたいと考えています。

以上が計画についてのご意見でございます。それ以外のご意見を幾つかいただきましたので、ご紹介をさせていただきます。

まず最初に、確定するまでに違反の疑いのあるような事案について、事前にそういった情報を関係機関に連絡をして、早く被害が広がらないような対応をすべきではないかというご意見でございます。これも疑わしい事案などが発生した場合、状況によりますが、必要に応じて連絡等の対応を行っていきたいと思います。

それから、一番下になりますが、原発から一定の距離の農作物の放射線量を測定し、もしものときは平常時と比較して正しい情報を確認していく。今現状のデータをしっかり把握すべきではないかというご意見でございます。これにつきましては、環境部局などを中心に、高浜原発の関係で大気、降水物、農産物等のモニタリング検査を行っておるところでございまして、舞鶴市、綾部市の農家からの採取などの検査も行っております。こういったデータはホームページのほうで公表もしているところでございます。

次のページに移らせていただきまして、一番上が業界団体に検査結果を公表及びその指導・監督を通じて啓蒙強化、団体への結果の公表とか指導、これにつきましても必要に応じて検査結果を通知したり、あるいは監視・指導や講習会の場などでそういった検査結果を活用しながら啓発もしているところでございます。それから生産者に対する指導につきましては、市町村、生産者団体と連携しまして、振興局などが基本的に取り組んでいるところでございます。

それから次に、検体の集め方やホームページ以外の公表の仕方についてのご質問でございます。検体の集め方につきましては、食品衛生監視員が市場とかJA、漁協、漁連、スーパーなどの魚小売店や製造所などからの検体を収集しているということでございます。ホームページだけではなくて、啓発資料を作成して配布したり、また、監視・指導の場や講習会などを通じての啓発も行っているところでございます。結果につきましてはホームページなどで公開しまして、また、状況によってマスコミへの情報提供なども行っているところでございます。また、リスクコミュニケーションや研修会での情報提供、出前語りなどでも説明を行っているところでございます。

その次のご意見でございますが、なかなかホームページの情報のところに行くのに時間がかかるというご意見でございます。これを踏まえて、京都府のトップページに、緊急情報として福島原発の関係につきましてはメニューボタンをあえて作成をいたしまして、活用できるようにしております。今後も食品については関係部局にわたる話でございますので、ホームページの作成についても連携しながら対応し

ていきたいと考えております。

それから、次はメール配信システムの構築ということでございますが、これもそういった情報の発信の仕方につきましては、報道対応、ホームページ以外に、食の安心・安全のメールマガジンなども活用しながら対応しているところでございまして、迅速な情報提供をしていきたいと思っております。

最後ですが、万が一放射性事故が発生した場合の対応ということでございます。これは原子力防災の関係で、関係当局での監視体制の強化という形を行っておりますので、当然食の安心・安全につきましても全庁的な中で対応していきたいと考えております。

以上が審議会の皆様からいただいた意見でございます。これを踏まえまして、64ページのほうにお戻りいただけますでしょうか。ここに収去計画の案という形でまとめさせていただいております。先ほど申しました検体数でございますが、2の(1)流通食品などを中心に750検体を確保していきます。全体の流通状況や過去の違反実態を見ながら、検体数の全体の見直しを図りながら750検体を確保していきたいと思っております。それから新たな検査項目といたしましては、先ほどご意見もちょうだいいたしました放射性物質の検査を重点的にやっていこうということで、年間300検体を新規で考えております。それからあとでまたご報告させていただきますが、生食用食肉の規制をしていく規格基準も10月からできておりますし、あとでご報告させていただきます新たな府独自の規制もございまして、年間5検体、これは検査としてやっていこうということでございます。ただ、現在そういうお店がございませんので、それは推定の中で、これからまた出てくるだろうということで5検体の予定をしております。それからパパイヤの組換え遺伝子検査でございますが、パパイヤについては遺伝子組換えの食品安全性の確認がされたということで、今後入ってくるだろうということがございますので、この検査を実施することになりました。その表示と実際の検査ということでチェックをしていくということで、年間3検体の予定をしております。それからもう1点、防かび剤、これはフルジオキソニルというものですが、これも添加物の表示の義務づけがされています。防かび剤の検査としては、フルジオキソニルも含めて年間12検体を実施していきたいと考えております。新たな検査項目は以上でございます。

こういったものを踏まえまして、検体数と項目につきましては65ページから66ページ、次の横長になりますA3の表でございます。この中に盛り込んで750検体を書かせていただいております。アからケがそれぞれ必要となる事項を区分けしながら書いております。一番上のところが放射性物質、放射性セシウムということで、これは先ほど申しました新規で300検体。内訳は流通食品200検体、それから食肉センターでと畜された牛肉100検体ということで、300検体です。件数といいますのは項目数ということでございますけれども、セシウム134、137をやるということで、かける2ということで600、そういう形でやることにしています。項目については、米、白菜、牛乳、ジュース、ベビーフード、調製粉乳等と幅広くなっております。それから、(3)の細菌数のそうざい、弁当、これは先ほどの直売所の関係といったものをここで中心にやっていきたいということでございます。これは継続

ということになります。それから、成分規格のところの腸内細菌科菌群、細菌数等、ここは先ほど申しました生食用食肉5検体。それから、(5)の食品添加物の一番下に防かび剤ということで、フルジオキシニルというのを入れて、果実関係を中心に行っていくことにしております。最後に6番目、組換え遺伝子、ここにパパイヤを入れまして、3検体ということにしております。以上が検査項目のところでございます。

そして、もう一度64ページにお戻りいただきまして、4番の検査結果の公表と書いております。ここにホームページ等により公表ということで、先ほどホームページ以外のいろんな事項ということで、団体への通知とか、監視員講習会、マスコミへの公表等もしているところがございます。それから、食品衛生法違反などが発見された場合の速やかな対応ということで、これは緊急検査ということで、先ほどの通常検査計画を出させていただきましたが、それ以外の緊急検査ということで対応していくということにしております。

以上がご意見いただきました中での検査計画の案のまとめでございます。

これをベースといたしまして、45ページの平成24年度の京都府食品衛生監視指導計画(案)という形でまとめたものでございます。

46ページをごらんいただきたいと思います。ここの真ん中に基本的方向と重点的取組と書かせていただいておりますが、そのまず1番目のポツのところ、新たに検査機器を整備し、食品中の放射性物質検査を実施しますということで、重点課題ということでそういったものを入れておりますし、それから次の四角のところ、生食用食肉について飲食店などを中心に規格基準の周知と、監視指導を徹底しますとなっております、検査も含めてやっていきますということです。それから3番目としましては、庁内関係部局と連携した食品表示パトロールチーム、これはこれまでから継続しておりますが、行動計画にも上げております事業を実施しています。それから一番下は、食品衛生推進員の「京の食“安全見はり番”」と連携した対応ということで、これも行動計画の中で位置づけまして対応しておるところでございます。こういったものを今回の24年度の計画の中に盛り込んでいるところがございます。

検査計画につきましては、59ページのところに食品等の検査計画ということで、先ほど66ページでご説明いたしました内容をコンパクトにまとめて書かせていただいております。

それから、62ページをごらんいただきたいと思います。これは監視指導計画を策定するに当たりまして、消費者の皆様との意見交換会、そしてまたホームページ等で意見募集をいたしました。その中身でございます。もともとこの監視指導計画案をお示しした中身につきましてご意見をいただいたのですが、連携してからの安心・安全推進本部の役割に期待するとか、総合的な取り組みを心強く思うとか、よく整理され見えるようになってきたという形でご評価をいただいたところがございます。今後も関係部局と連携しながら安心・安全施策の推進に努めていきたいと考えております。

それから、府市の二重行政の話ですが、ここは役割分担して、京都市との連携を

やっていくということでございます。これは大変重要なご意見でございます。これまでから研究所の連携のあり方については府市協同パネルを設置して検討しておりまして、また共同利用や技術交流なども行ったところでございます。それ以外に行政レベルでもいろいろと意見交換会を実施して、今回の計画策定に当たっても京都市の考え方などもお聞きしながら進めているところでございます。

それから次に、実施方法ですが、検査機器を整備することが重要だということとか、消費者が理解できるようにいろんな工夫をしてくださいとか、新しい基準の考え方をわかりやすく説明してください、不安を少しでも解消するのに全力を挙げてほしいというようなご意見がございまして、放射性物質検査については、重点事項ということで検査を実施いたします。そしてまた、府民の方にわかりやすい公表も工夫していきたいと思っております。またご意見等をよろしくお願いいたします。

それから、生食用食肉に関する監視指導が重要だということで、あとでまたご報告させていただきますが、届出制度を導入してやっていきたいと考えております。

63 ページに、道の駅などについて検査・指導してほしいということですが、これも農林部局と連携しながら、食品表示パトロールチームによる監視指導を実施していきたいと考えております。

それから、食鳥の関係では、廃棄した食鳥数が増えているのではないかというようなご意見をいただきました。これにつきましても、検査結果に注意しながら確認していきたいと思っております。状況を見ながら、確認しております。

最後に、リスクコミュニケーションの啓発推進ということで、関係各課と連携しながら、リスクコミュニケーションの充実について検討・協議を行っていききたいと思っております。

以上でございます。監視指導計画案につきましては、こういったご意見がございしますので、当初の計画案どおり進めているところでございます。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

(事務局)

1点だけすみません。参考資料のほうでございしますが、ちょっと説明不足であったと思いますが、5 ページのところに、先ほどセシウムをやると言っていました。これまで暫定規制値にヨウ素が入っていましたが、ここに書いておりますように、半減期が短いということで既に検出が認められない放射性ヨウ素については基準値を設定しないということになりました。ですから、来年度からはセシウム 134、137 を新たな基準値で判断していくということでございます。

それからもう1点、参考資料の18 ページのところですが、セシウムの検査法が書かれております。この中の真ん中あたりにお茶の関係がございまして、お茶についてはかなりいろいろ気にかけておられる方も多いかと思っておりますので、飲用にするお茶につきましては、これはお茶そのものを検査するのではなくて、溶かして、飲む状態での検査というのが基準になっておりますので、その検査の手法をここで示しておりまして、荒茶または製茶 10 グラム以上を 30 倍量の重量の熱水 (90 度) で 60

秒間浸出し、40メッシュ相当のふるい等でろ過した浸出液を測定試料とするとなっております。ですから、検体としては保健所のほうから食品衛生監視員が取りに行き、検体を持ってきて、それを研究所のほうでこの手法でもって検査をするというような形になります。

以上で説明を終わらせていただきます。

(会長)

それでは、続いて2番目の項目もご説明をお願いします。

(事務局)

私のほうから放射性物質検査の関係で説明させていただきます。

今ごらんいただいております参考資料の3ページをまず最初に見ていただきたいと思っております。暫定規制値が正式な食品衛生法に基づく規格基準に変えるということで、セシウムについても3ページの下に書いてありますように厳しい数値となっております。大半のものが属する野菜類、穀類、肉、卵とかですけれども、これは500ベクレルが現在の暫定規制値なのですが、右のほうの一般食品ということで100ベクレルになります。その他飲用水、牛乳・乳製品については、人間がたくさんとるとか、子どもさんへの配慮が必要ということで、さらにそれより低い基準で新たに設定されるということで、4月1日からの適用ということになっております。

本体に戻りまして、78ページをお願いします。資料4でございます。平成24年度の京都府における放射性物質検査体制について（案）でございます。京都府における食品の放射性物質につきましては、基本的に東北・関東で検査されて問題のないものが流通してきているということ、それから京都府における大気や雨の状況から、京都府産の農産物に放射性物質が汚染されるという心配がないという基本的認識ではございますけれども、府民の安心・安全という観点からこのような検査を行っております。この表では、流通食品と府内産農産物等に分けて書いております。

左側が今の説明と若干重複しますが、健康福祉部のほうでやられているもので、保健所と保環研でやっていただいております。検査品目としましては、真ん中あたりのところですが、飲料水、乳児用食品、牛乳、一般食品等ということで、先ほども出ましたような国の新たな規格基準に対応したようなことでやることにしております。検査計画ということで、本年度現時点では91検体ですが、来年度は300検体ということで増強してやるように考えております。

右側が農林水産部で担当しております府内産農産物でございます。これにつきましては、府内産農産物の風評被害防止ということで、府内産の出荷物について、出荷時期、あるいは地域ごとに区分しまして、府内全体の安心・安全を確保していきたいというふうに考えております。真ん中の検査品目をごらんいただきたいと思っております。ポツが2つありますけれども、上の米、野菜、茶、原乳、水産物等府内主要農産物等と書いております。この部分につきましては、府の試験研究機関が府内北部から南部までございますので、そこからサンプルを取って検査するというので、それは府の産物を検査するというのでしっかりやっていきたいと思っております。下に書いてあります市町村と連携して検査品目・検体を選定ということでございます。これは市町村からも検査の要望もございますので、その要望を受ける形で

府の検査の中に取り込んでいきたいということで考えております。いずれにつきましても、出荷時期、産地ごとに定期的な検査ということでございます。検査品目については前年度同様と書いております。現在調整している中で、若干検査品目もふえそうなことになっております。それから検体数ですけれども、これは23年度の実績が、牛肉は除きまして327検体となっておりますので、24年度につきましては400検体ということで、今年度の検査規模を維持していきたいというふうに考えております。検査の方法ですけれども、昨年秋に導入しました簡易検査機器でスクリーニング検査を行いまして、その結果、規制値の2分の1以上の値につきましては府の保健環境研究所でゲルマニウム半導体検出器で精密検査というふうに考えております。その他原乳とか茶につきましては、一般食品とは違う基準でございますので、府の保健環境研究所で検査を予定しております。それから検査の体制ですけれども、現在農林センターのほうで簡易検査機器を1台整備しておるわけでございますけれども、基準が厳しくなったこともありまして、検査にかかる時間が2倍、今まで10分だったのですけれども、17～18分、約20分かかることになっております。その関係もありまして、来年度の早いうちにもう1台機械を導入して、現時点で予定している400検体がしっかり検査できるような体制を整えていきたいというふうに考えております。

以上のようなことでございます。

(会長)

ありがとうございます。さらにそれと関連して、三つ目の生食用の関係、食の安心・安全に係る最近の動きということについてご説明をお願いします。

(事務局)

79ページのところに生食用食肉を提供するための新しいルールが決まりました。これは報道資料でございます。生食用食肉の規制につきましては、前回審議会の場で、届出制、情報提供、それから施設基準についてのご意見をちょうだいいたしました。それを具体的に細則として改正いたしまして、それを報道したという資料でございます。公布年月日は3月2日、来年度の4月1日から施行という形でございます。

簡単にその概要についてご説明をいたします。チラシをごらんいただきたいと思います。施行細則の改正のあらましということで、10月から国の規格基準、表示基準が定まって、その基準に従って、営業者の責務、施設基準の細則を改正いたします。このチラシは事業者、あるいはまた府民の皆さんに説明するために使っていきたいと考えております。

改正内容につきましては3つありまして、食肉取扱業の届出制度、本来は飲食店は食品衛生法の営業許可ということなんですが、生食用食肉を取り扱う場合にはそれ以外に届出をしていただくということを義務づけております。これによりまして実態把握なり、指導ができる。ポイント2のほうは情報提供でございます。注意喚起、リスク表示などについての条項でございます。ポイント3番は施設基準、具体的な業をやるに当たっての基準でございます。

それをもう少し詳しく書きましたのが、次のページをお開きいただきまして、ポ

イント1のところ、届出が必要となっております。保健所長にこういったものを届け出る。それからポイント2のほうは生食のリスクについての注意喚起ということで、小さいものでなくて大きいものでしっかり表示してくださいということで、生食のリスクについての表示です。ポイント3のほうは、そういった届出に当たっての施設ですが、こういった基準を守ってくださいという施設基準の具体的な中身を書いております。

そういったことで、この資料をお配りし、また、2の注意喚起の具体的な例をお示しして、事業者のほうにきちっと表示してもらうように指導していきたいと考えております。そういったポスターを1,000枚用意しております。現在まだ取り扱うお店はありません。ただ、保健所のほうには何度かそういう相談は出ております。相談が出て、施設もまだなかなか取り組めないという方もおられます。

もう1枚、別紙で新聞記事をつけさせていただいております。3月2日に報道いたしましたまして、3月3日に載ったものでございます。京都市も同時に発表したということで、これは先ほど言いました食品関係で連携しながら、京都市とも義務規定をどうするかというあたりは協議したところで、届出制を同じようにやっていくというふうにしております。また、施設基準につきましても同様の形で京都市は京都市ですというふうにしております。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

何かご質問ございましたら。

(委員)

この66ページのところの表の先ほどご説明があった防かび剤の件なんですけれども、これは食品として果実類と書いてあるのですけれども、防かび剤を使っているのはバナナもあったのじゃないですかね。

(事務局)

今の防かび剤、バナナもほかのものについてもあるのですけれども、実際の流通状況を考えまして、今回については「等」という言葉に落とし込みまして、バナナも含めてというふうに、実際に流通があれば対象に入っています。

(委員)

ホールじゃなくて、バナナの柄のところだけだったんですよね。だから、実際問題はあんまり検査はされてないんですけれども。

(事務局)

基準上はバナナも入っています。そういったものも含めて対象には上げておりません。

(委員)

等になっているということですね。わかりました。ちなみに私は教科書もつくっているのですけれども、フルジオキソニルというのは何に使うものですか。

(事務局)

フルジオキソニルにつきましては、主要対象食品としまして、杏、桜桃、ミカン

を除く柑橘類、キウイ、スモモ、ネクタリン、桃というものがあります。

(委員)

これは果実類のレモン、この中には入ってないのですね。

(事務局)

その等ということで、実際にポストハーベストですので、流通状況を見ながらということになります。

(事務局)

柑橘類について、レモンもやるのですけれども、ミカン果汁のかわりに使われることを検討されていて、ちょっと値段が高いのです。現地の人に聞いていると、使うと言っているところを使わないと言っているところと分かれくるので、表示を調べないとややこしくなるかもしれない。ただ、効果は今のところ使っている薬品よりは相当高いというようなことです。

(委員)

じゃ、別に起こして防かび剤で、実は柑橘類の皮の部分だけなんですよね。だけど、桜桃とか何とかだったら、法律的にどうなっているのかなと思って。

(事務局)

全部使われているのですね。安全は確認されていると聞いています。

(委員)

だけど、レモンの皮はあんまりかじらないですけれども、ブドウなんかだったら口の中に入りますしね。わかりました。

(会長)

ほかにございますか。

(委員)

24年度検査体制というのですか、68ページをご説明いただきましたが、私のところは小売業をやっておりますけれども、毎日のように保健所さんが、特に生鮮サンプルでチェックしていただいて、当然ですが協力しております。何の事故もございません。それはそれで今後も強化していただきたいと思うのですが、お弁当類を道路でお売りになっている業者さんがいらっしゃる。露店というのですか、例えば商業地、烏丸通とか、いろんなところで販売されている。今のところ事故とかないし、どうもないのですが、万が一そういうことがあった場合非常に困ると思うのですけれども、京都府さんとしましてはどのようなチェックというのか、そういうことはお考えになっているのですか。それとも全く野放しということなんですか。今後それに対してはどのようにお考えか、ちょっとお聞かせいただきたい。

(事務局)

露店で売られる話ですね。食品の行商条例というのがございまして、その中で把握しているところでございます。衛生管理の問題も指導しております。

(委員)

許認可、許可証というか、そういうのは与えられない。

(事務局)

届出という形で、ちゃんと表示をして掲げてもらう。

(委員)

ただ、気になりますのは、これから4月、5月、6月、暖かくなってくる。そうすると、直射というのですか、そういうふうな形でお売りになっている業者さんもあるように感じるのですけれども、その辺のところは万が一そういうことは。

(事務局)

京都府域では余りそういう具体的な苦情とか、現場で監視指導をやっていますけれども、余り事例はないです。そういったものがもしありましたら、当然そういったところで売らないように指導していくことになると思います。京都市内は京都市で、また別で指導されております。

(委員)

万が一、その辺はお願いしたいと思います。

(会長)

いわゆる店舗を構えずに移動販売の場合にもちゃんとそれは。

事務局 そうです。条例で届出になっております。

(会長)

そこへの検査が入るかどうかというのは、当然あるのだろうけれども、どれほど。

(事務局)

今、京都府域では具体的には出ておりません。

(会長)

市内のほうが多くなるから。

(委員)

結構気になりますね。

(会長)

そのあたりも府と市の連携のところ、ちょっとどうなっているのかということをお聞き願えればいかと思います。

ほかにございますか。

(委員)

78ページの資料4のところですが、府内で生産する農産物について放射性物質の検査をしていただいて、公表もされるようなんですが、生産者とか生産者団体の立場からしますと、このようにきっちり放射性物質について検査していただくということについては非常に歓迎するところですし、信頼にもつながるのでありがたいと思います。ただ、公表という場面になってきますと、例えば0.1、0.01出ただけでもこれだけ出ましたみたいな公表になるのか、あるいは出ませんでしたということだけの公表になるのか、風評被害防止の観点からやっていただけるということなので、その辺のことは気を使っていたかと思うのですが、どういう公表の仕方を考えておられるのかということ、わかる範囲でいいのでお答えいただきたいと思います。

(事務局)

まず公表の仕方については、京都府で行われた検査については基本的に公表するというのでやっております。ただ、今までであれば暫定規制値という言い方でし

たし、今度からは基準値という形になりますが、それを超えた場合は当然報道機関へのプレスリリース含めてやっていくという形が一つございます。もう一つは、基準値以下の場合にあっても、条件に応じて違う場合もあるのですが、基本的には京都府のホームページに速やかに公表するという形にしております。ただ、78ページの下にも書いておりますが、やはりそのところは数値がひとり歩きしないように丁寧な説明が必要かなと思っております。現時点でもいろいろ国のほうのQ&Aから引っ張ってきたような解説もつけてという形ではやっておりますが、こういった点もよく気をつけながらやっていく必要があると思います。特にこれにつきましては、この審議会に放射性物質の関係の専門部会という形で専門委員さん3名にお願いしております。そういった方々のコメントも過去については、例えば横浜の牛肉とかいった場合についてはコメントもいただきながら、その場合は大丈夫ですよという形だったのですが、そういうことも含めまして丁寧な対応をしていくようにしておりますし、今後もそういう形でやっていきたいと思っております。

(委員)

以前に申したように舞鶴のシイタケの例とか、奈良県のお茶の例もありますので、その辺よろしく対応をお願いしたいと思っております。

(会長)

ほかにございますか。

(委員)

NDの取り扱いはどうされているのですか。

(事務局)

放射性物質の関係の検査に伴いまして、検査方法によりまして不検出かどうかということが違ってまいります。基本的にゲルマニウム半導体検出器によりましてのが京都府の保健環境研究所等でやっておりますし、基本的には流通食品についてはそっち側で対応しているということですが、国の厚生労働省が定めております検査方法に基づいてやっているということですので。検出限界は、実は物質の密度などによって少し変化してくると、それから検出時間が国のマニュアルでは2,000秒という形になっています。現時点では、1キロ当たり3ベクレル程度という形で流通食品についてはさせていただいております。ですから、セシウムですと137と134を合わせると6ベクレル程度という形になろうかと思っております。あと、スクリーニング検査の場合はヨウ化ナトリウムシンチレーションスペクトロメータで検出しております。それについても、厚生労働省のほうでスクリーニング検査の場合のやり方について定めております。それに沿ってやっております。現在では、一応30ベクレルという形で、府内産の農林水産物はやっております。それが今度4月から基準値が厳しくなるのにあわせて、検出限界も下げていく、厳しくしていくという形になっておりまして、それが一応1キロ当たり25ベクレルというのが国のほうで定められた機械の精度ということになっております。ですから、現在持っております機械については、来週になります。そういう形で精度を高めるような形で改善をして、使えるような形でやっていくということにしております。

(委員)

改善するという事は、NDになるものはレベルが下がるわけですね。

(事務局)

サーベイランス検査については25ベクレル以下という形で、国の示すやり方に沿った形に4月からできるように検出器のほうも変えるという形で準備しております。

(委員)

わかりました。

(事務局)

先ほどの参考資料の18ページの話をしていただいたのですが、ここには検査結果の取り扱いについて国のほうから示されておりまして、3月15日付のものということで、19ページの2.3、検査結果の取り扱いということで、測定結果がNDであった場合の対応ということで、セシウム134と137の検出限界値の和が基準値の5分の1の濃度以下であることを確認するという事で、国のほうは今までNDについての具体的な説明はなかったということですが、今回、国のほうとしては基準値の5分の1濃度以下であることを確認していく必要があるということは明記したということです。あと京都府のほうでどう出していくかというのは、検査結果が出れば、詰めぐあいが変わるのですけれども、それに応じて検査下限値が変わっていくというのはございます。国のほうがこうやって具体的に示したということです。

(委員)

こっちの話じゃないのですけれども、時にはテレビなんかでやると、検出限界がどうなっているのかとか、検出限界以下なのに数字を並べているとか、何かいろんな判断、だから本当の市民の方は検出限界って、それは機械での話なので、じゃ影響はどうなのだというところまでをちゃんと言っておかないと、市民の方、府民の方にとってはということで、テレビであればおかしいなと。きっちり測定していますよという意味で検出限界以下までずっと書いたりしているけれども、それは計算上でできるものということを書いておかないと思います。

(事務局)

その辺は丁寧な説明をしていくということがあると思います。

(会長)

その他のところもないですね。

それでは、活発なご意見をいただきましたが、次に至っていくということで、私のほうの司会は終わらせていただきます。